

長野県固定資産評価審議会委員の任期改正について

長野県企画振興部市町村課税制係

1 改正理由

長野県固定資産評価審議会の開催頻度に合わせて審議会委員の任期を見直すため、長野県附属機関条例の一部改正を行う。

2 改正内容

審議会委員の任期を「2年」から「3年」に変更する。(次回の任期から)

【現行】 令和3年11月1日～令和5年10月31日まで(2年間)

【改正後】 令和3年11月1日～令和6年10月31日まで(3年間)

3 改正の背景

平成29年度まで審議会の審議事項である提示平均価額の算定が毎年行われ、その価額決定のため、審議会を最低年1回開催していた。

しかし、平成29年10月2日付け総税評第47号通知により、原則、据置年度における提示平均価額の算定は行わないこととされ、提示平均価額の審議会開催頻度が3年に一度に変更となった。

これにより、一度も定例的な審議会に出席することなく委員の任期が満了することが想定され、これを回避する必要性が生じた。

4 全国の任期改正状況(令和元年10月調べ)

任期を2年から3年に見直し済の団体 11団体(23.4%)
 // を検討している団体 8団体(17.0%)
 // を検討していない団体 28団体(59.6%)

5 任期改正と審議会開催等スケジュールの関係

【現行】

区 分	R元 11.1～ R3. 10.31		R3. 11.1～ R5. 10.31		R5. 11.1～ R7. 10.31		R7. 11.1～ R9. 10.31		R10. 11.1～ R12. 10.31	
	審議会(基準地価格11月)		○			○			○	
// (提示平均価額2月)		○	開催なし		○			○	開催なし	
// (修正勧告:随時)										

【改正案】

区 分	R元 11.1～ R3. 10.31		R3. 11.1～ R6. 10.31			R6. 11.1～ R9. 10.31			R10. 11.1～ R13. 10.31	
	審議会(基準地価格11月)		○			○			○	
// (提示平均価額2月)		○			○			○		
// (修正勧告:随時)										

※審議会の開催時期を「○」で表示

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
(市町村税担当課扱い)

東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿
(市町村課・固定資産評価課扱い)

総務省自治税務局資産評価室長
(公 印 省 略)

基準年度以外の年度における土地の提示平均価額の算定について

田、畑、宅地及び山林の提示平均価額につきましては、これまで基準年度だけでなく、第二年度及び第三年度（以下「据置年度」という。）につきましても、市町村間の評価の均衡の確認等を行うため算定を行ってきたところです。

しかしながら、据置年度の評価額に大きな変動はなく、市町村から提示平均価額の算定に係る事務負担の軽減を求める意見もあったところです。また、据置年度における提示平均価額の算定が評価上実質的に必要となる場合は、市町村内に新たな地目が生じた場合（例えば、全ての農地が市街化区域農地である市町村において、その全部又は一部が生産緑地地区に指定された場合）に限定されており、そうした事例は極めて稀となっています。

したがって、**平成31年度以降の据置年度における土地の提示平均価額の算定（据置年度における土地の総評価額の見込額に関する調査を含む。）は行わない**こととします。

なお、この取扱いの変更につきましては下記事項にご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、貴都道府県内市町村に対して、この旨周知されるようお願い申し上げます。

記

1. 据置年度における土地の提示平均価額の算定が必要な場合について

- (1) 据置年度の賦課期日において、市町村内に新たな地目（田、畑、山林に限る。以下同じ。）が生じた場合には、当該地目の評点一点当たりの価額を決定する必要がある。

この場合、都道府県知事は、当該市町村の当該地目のみ、総評価見込額を算出し、これを当該地目の総地積で除して、提示平均価額を算定すること。

なお、都道府県知事は、当該市町村の長が評定した基準地の適正な時価を検討するに当たっては、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、

指定市町村の基準地の基準年度における適正な時価との均衡を考慮して所要の調整を行うこと。

- (2) 新たな地目が生じた市町村においては、当該市町村内に当該地目の土地の売買実例が存在しないことが考えられるが、この場合は、価格事情等が同等と考えられる近隣市町村の売買実例を収集し、当該売買実例価額から当該地目の標準地の適正な時価を評定すること。

2. 基準年度における土地の提示平均価額の算定等について

- (1) 平成30年度以降の基準年度における土地の提示平均価額の算定（基準年度における土地の総評価額の見込額に関する調査を含む。）については、従前どおり実施すること。
- (2) 平成31年度以降の据置年度における土地の提示平均価額の算定は行わないため、算定作業及び算定に係る予算措置等を行う必要はないこと。

固定資産評価審議会委員の任期等に関するアンケート各団体回答一覧表

都道府県名	任期の見直し		
	検討の有無	見直し後の任期	改正時期
北海道	○	3年	未定
青森県	×		
岩手県	×		
宮城県	○	3年	令和2年4月
秋田県	○	3年	令和2年2月
山形県	×		
福島県	×		
茨城県	見直し済	3年	令和元年12月
栃木県	見直し済	3年	平成30年4月
群馬県	×		
埼玉県	見直し済	3年	平成30年11月
千葉県	×		
東京都	見直し済	3年	平成30年3月
神奈川県	×		
新潟県	見直し済	3年	平成31年3月
富山県	見直し済	3年	平成31年3月
石川県	○	3年	令和2年3月
福井県	○	3年	令和2年6月
山梨県	×		
長野県	×		
岐阜県	見直し済	3年	平成26年4月
静岡県	見直し済	3年	令和元年8月
愛知県	×		

都道府県名	任期の見直し		
	検討の有無	見直し後の任期	改正時期
三重県	×		
滋賀県	×		
京都府	×		
大阪府	×		
兵庫県	×		
奈良県	×		
和歌山県	×		
鳥取県	見直し済	3年	平成31年3月
島根県	×		
岡山県	×		
広島県	×		
山口県	×		
徳島県	×		
香川県	×		
愛媛県	○	3年	令和元年12月
高知県	×		
福岡県	見直し済	3年	平成30年6月
佐賀県	×		
長崎県	○	3年	令和2年6月
熊本県	○	3年	未定
大分県	×		
宮崎県	×		
鹿児島県	見直し済	3年	平成26年4月
沖縄県	×		

任期の見直し (見直し後の任期はすべて3年)		
検討あり	見直し済	検討なし
8団体	11団体	28団体